

ゴールデンウィークにおける家畜防疫対策の強化について！！

日本は、4月15日に高病原性鳥インフルエンザの清浄国となりましたが、韓国では昨年11月以降22農場で発生、約654万羽が処分されました。また、口蹄疫については、本年3月以降、韓国の2農場のほか、モンゴル、中国でも発生しています。さらに、ロシアで本年4月にアフリカ豚コレラが確認されるなど日本の周辺諸国で越境性動物疾病が多発しています。これらの越境性動物疾病は、一度、発生すると畜産だけでなく社会的に甚大な被害をもたらします。

これからゴールデンウィークを迎え、海外との人・物の移動が盛んになり国内への病原体の侵入リスクが高まります。家畜飼養者の皆様は、発生地への渡航は可能な限り自粛するとともに、農場入場者の渡航歴を確認するなど、予防対策に重要な飼養衛生管理基準の厳守に努めてください。

飼養衛生管理基準の再徹底をお願いします。

- ◆関係者以外の農場への立入を制限してください。
- ◆衛生管理区域に入る車両・人・物の消毒を徹底してください。
- ◆口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等を否定できない症状を確認したら直ちに当所へ連絡してください。

- ◆万一度航される場合は、以下の点に留意してください。
 - ・農場やと畜場、生鳥市場などの畜産関連施設へは立入らない。
 - ・肉製品等を日本に持ち帰らない。
 - ・帰国の際には、空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り指導を受けてください。
- ◆渡航した際の、帰国後の留意事項
 - ・帰国後1週間は、衛生管理区域に立ち入らない。必要な場合は入浴・更衣等すること
 - ・海外で使用した衣服や靴等を畜舎付近に持ち込まない。

- ◆郵便物・貨物等の受け取りに当たっての留意事項
 - ・海外の畜産関連施設由来の郵便物等は、畜舎周辺に持ち込まない。



～家畜に異常を認めたら、直ちに当所に連絡願います～

京都府中丹家畜保健衛生所 TEL：0773-25-1860 (夜間・休日も転送機能で連絡可能)